

令和5年度 飯能市保育料徴収基準表（保育認定の子ども 2号・3号）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		保育標準時間認定者（月額）		保育短時間認定者（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円	0円	0円	0円	
B	A階層を除き、市町村民税（4月から8月までの月分の保育料については前年度分の市町村民税）非課税世帯	0円				
C1	A階層及びB階層を除き、市町村民税（4月から8月までの月分の保育料については前年度分の市町村民税）の所得割の額が次の区分に該当する世帯	所得割の額のない世帯		7,400円		7,200円
C2	21,000円未満	8,900円		8,700円		
C3	21,000円以上 29,300円未満	10,500円		10,300円		
C4	29,300円以上 48,600円未満	13,000円		12,700円		
C5	48,600円以上 77,200円未満	17,000円		16,700円		
C6	77,200円以上 105,600円未満	25,000円		24,500円		
C7	105,600円以上 154,100円未満	34,000円		33,400円		
C8	154,100円以上 205,400円未満	42,000円		41,200円		
C9	205,400円以上 262,400円未満	50,000円		49,100円		
C10	262,400円以上 319,400円未満	53,000円		52,000円		
C11	319,400円以上 364,700円未満	55,000円		54,000円		
C12	364,700円以上 437,000円未満	57,000円	56,000円			
C13	437,000円以上	58,000円	57,000円			

【備考】

○保育料は、保護者(父母)の市民税を合算した額により決定します。4月～8月は前年度分、9月～3月は本年度分市民税額を基に決定します。父母が非課税で同居祖父母がいる家庭は、祖父または祖母の税額により決定する場合があります。

○税額控除(調整控除を除く)は、人的控除と異なり、所得能力を直接反映するものではないため、保育料算定上は反映させません。

○海外赴任等で国内にいなかったために非課税になった場合は、所得を推定できる資料等から課税相当額を推計し、保育料を算定します。この場合は、海外での収入がわかる書類等の提出が必要です。

○市町村民税に修正・更正があった場合、世帯状況に変更があった場合は保育課へ必ずご連絡ください。

○保育料は各月1日の在籍状況を基準に月単位で発生します。退所届を提出しないかぎり、通所の有無にかかわらず全額納付していただきます。

- 1 表の年齢はクラス年齢(令和5年3月31日における満年齢)です。年度途中で年齢があがっても保育料は変更になりません。
- 2 表の「保育標準時間」とは利用可能な最大保育時間が11時間の区分をいい、「保育短時間」は利用可能な最大保育時間が8時間の区分をいいます。
- 3 ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等の場合、C1階層からC4階層は表の金額から1,000円減額となります。
- 4 市民税所得割額が57,700円未満の多子世帯で、同一生計の子の2人目の児童は表の半額、3人目以降の児童については無料となります。(平成28年度新設)
- 5 市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯で、同一生計の子の1人目の児童は表の半額、2人目以降の児童については無料となります。(平成28、29年度新設)
- 6 兄弟姉妹が認可保育所(認定こども園、地域型保育施設を含む。以下「認可保育所」という。)または、幼稚園と認可保育所を同時に利用する場合、最年長の子どもから順に認可保育所入所の2人目の児童は表の半額、3人目以降の児童については無料となります。
- 7 多子世帯のうち、同一生計の子の3人目以降に該当する児童で、満3歳未満の児童の保育料については無料となります。この場合、多子世帯保育料減免申請書の提出が必要となります。

【その他の減免】以下は、減免又は変更をお約束するものではありません。

○震災、風水害、火災等により損害を受け、保育料の納付が困難である場合。

○当該年に、失業等での収入の著しい減少や離婚など特別な事情がある際に、申し出により保育料が変更になる場合があります。